

## FX取引に関する新規制に対する当社の対応について

平成 22 年 3 月 12 日

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正により、FX 取引に対する規制が変わることは既にご案内をしておりますが、証拠金規制（レバレッジ規制）について当社の方針（概要）が決まりましたのでお知らせいたします。

### ■ 証拠金規制（レバレッジ規制）

平成 22 年 8 月 1 日から証拠金率を 2%以上（レバレッジ 50 倍以下）、平成 23 年 8 月 1 日からは 4%以上（レバレッジ 25 倍以下）の証拠金の預託を受けずに業者が顧客に FX 取引を行わせることが禁止されます。

また、証拠金の計算は、同一通貨ペアの売りと買いを相殺するネットティングが認められなくなりします。

### ー当社の対応ー

#### ① 証拠金計算方式の変更（ひまわり FX レギュラー口座及びデイトレ口座）

現在、証拠金の計算は、ネットティングによる NOP 方式を採用しております。今回の規制でネットティングが認められなくなることから、既存のお客様には平成 22 年 8 月 1 日までに NOP 方式から新方式の MAX 方式へ移行していただく必要がございます。

なお、移行の時期に関しましては現在検討中でございます。詳細が決まりましたら改めてご案内させていただきます。

※1…MAX 方式は、同一通貨ペアにおいて、売高と買高の多い方を基準として持ち高を求める方式です。詳細は、別紙「MAX 方式と NOP 方式の違い」をご覧ください。（MAX 方式の方が証拠金は多く必要となります。）

※2…当社で切替をさせていただく場合、マージンカット（ロスカット）になる可能性があることから、証拠金を多めにご入金ください。また、ポジションは移行させていただきますが、未約定注文は取消となります。

※3…個人のお客様も法人のお客様も同様に MAX 方式へ移行していただきます。

#### ② 証拠金率（レバレッジ）について（平成 22 年 8 月 1 日より）

##### ●ひまわり FX レギュラー口座

個人のお客様：2%以上（レバレッジ 50 倍以下） マージンカットラインも同率

法人のお客様：1%以上（レバレッジ 100 倍以下） マージンカットラインも同率

##### ●ディール FX

個人のお客様：2%以上（レバレッジ 50 倍以下） マージンカットラインも同率

（現在、法人のお客様の口座開設を募集しておりません。）

##### ●ひまわり FX シストレ口座及び大証 FX 口座

現在、定額制を採用しておりますが、法令で定められている証拠金率を下回らないよう証拠金額を設定させていただきます。

なお、シストレ口座をご利用いただいている法人のお客様について、個人のお客様と同額とするかどうか現在検討中でございます。当社の方針が決まりましたら改めてご案内させていただきます。

### ③ ひまわり FX デイトレ口座について

ひまわり FX デイトレ口座は 7 月 31 日をもってレギュラー口座に統合させていただきます。これにより、日々のクローズレートでの強制決済が行われなくなります。お客様が決済するまでポジションが残りますので、デイトレ口座をご利用のお客様は十分にご注意ください。

#### 【その他の FX 取引新規制】

##### ■ 区分管理方法の信託一本化

顧客から預かった証拠金はすべて金銭信託することが義務付けられました。

－当社の対応－

ひまわり FX は、平成 20 年よりソシエテジェネラル信託銀行における金銭信託により、顧客資産の区分管理を実施しております。

大証 FX においては、原則大阪証券取引所への直接預託を行っておりますが、平成 22 年 2 月 1 日より顧客から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合、日証金信託銀行における金銭信託により、顧客資産の区分管理を実施しております。

##### ■ ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け

ロスカット・ルールを定め、それを執行するための体制を整備し、実際に定めたルールどおりにロスカット取引を行うことが明確に義務付けられました。

－当社の対応－

当社では、随時、純資産のチェックを行っており、所定のロスカットラインを下回ったら顧客の損失の拡大を防ぐためお客様の計算においてすべての建玉を反対売買により決済を行っております。

※純資産のチェックは随時行っておりますが、相場の急変時等は、お預けいただいた証拠金額以上の損失が発生することがあります。

以 上

本件に関するお問合せは下記までお願いします。  
0120-86-9686（08：00～18：00/土日祝日を除く）

ひまわり証券株式会社

〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1

メール：[forex@sec.himawari-group.co.jp](mailto:forex@sec.himawari-group.co.jp)

URL：<http://sec.himawari-group.co.jp/>

関東財務局長（金商）第 150 号（金融商品取引業）

加入協会：社団法人金融先物取引業協会・日本証券業協会